公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 環境農林水産部　環境農林水産総務課 | 借用財産について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年間借用料 | 借用期間 |
| 土地 | 羽曳野市尺度 | 161.88㎡ | 建物所有 | 無償 | 令和４年４月１日から令和９年３月31日まで |
| 土地 | 羽曳野市尺度 | 12.00㎡ | 建物所有 | 無償 | 令和４年４月１日から令和９年３月31日まで |
| 土地 | 羽曳野市尺度 | 5.00㎡ | 建物所有 | 無償 | 令和４年４月１日から令和９年３月31日まで |
| 土地 | 羽曳野市尺度 | 141.36㎡ | 建物所有 | 無償 | 令和４年４月１日から令和９年３月31日まで |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（借用財産）第18条　部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。２　登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動　登録を行うものとする。【公有財産事務の手引】第２章　公有財産の取得第３節　借用府が行政遂行の手段として､他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約､使用貸借契約）により借り受けることをいう。借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用　　する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために　土地や建物を１年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和７年６月２日から同年８月28日まで）